



第1回 令和6年度男鹿・潟上・南秋田地区
教科用図書採択地区協議会 会議概要

開催年月日	令和6年5月28日（火）
場 所	男鹿市民文化会館 2階大会議室
会 議 時 間	午後2時30分～午後4時
出 席 委 員	男鹿市教育委員会委員 3名、潟上市教育委員会委員 3名 五城目町教育委員会委員 2名、八郎潟町教育委員会委員 3名 井川町教育委員会委員 3名、大潟村教育委員会委員 3名 PTA 2名
事 務 局	笹渕・清水（男鹿市教育委員会）本間・伊藤（潟上市教育委員会）
次 第	1 開会 2 協議会委員紹介 3 会長・副会長の選出 4 会長挨拶 5 協議 （1）教科用図書採択の仕組みと公正確保について （2）規約について （3）今後の採択業務の日程について （4）選定委員について （5）選定委員による調査研究について （6）教科調査員の選定について （7）教科調査員の委嘱及び報告書等について （8）その他 6 閉会

事務局	（1～2省略） <u>3 会長等選任</u> 本協議会規約第6条の規定により、会長1名、副会長2名を選出する。 選出方法について、意見はあるか。
全委員	事務局一任。
事務局	事務局案を提示する。 会 長 男鹿市教育委員会教育長 鈴木 雅彦 様 副会長 潟上市教育委員会教育長 吉原 慎一 様 井川町教育委員会教育長 六郷 博志 様 承認を願う。
全委員	承認する。
会長	<u>4 会長挨拶</u> 本日の第1回採択地区協議会では、令和7年度から当採択地区のすべての中学校及び井川義務教育学校後期課程で使用する教科用図書について、採択業務に関する取り決め等について協議する。 ご承知のように、教科用図書採択協議会は、学校教育における「主たる教材」としての「教科書」を、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づいて決定していく重要な役割を担っている。教科書採択が、秘密の保持の下、静謐な環境の中で公正性・透明性が確保され、円滑に進み、男鹿、潟上、南秋田地区の子供たちにとって最良の教科書採択となるよう、審議をお願いします。

	本日の協議内容等については、この後事務局から説明があるが、不明な点は遠慮なく質問いただきたい。 取り決め事項や今後の手続き等について皆様の共通理解が図られ、議事が円滑に進行することを願う。
会長	5 協議 (1) 教科用図書採択の仕組みと公正確保について それでは議事に入る。「教科用図書採択の仕組み」及び「公正確保」を議題とする。事務局より説明願う。
事務局	レジュメ冊子の2ページに、教科用図書採択の仕組みと主な根拠となる法令を表している。3ページは法令の抜粋である。本協議会は、男鹿・潟上・南秋田地区6市町村の共同採択となる。 4ページは、小・中学校の教科書の検定・採択の周期である。昨年度の小学校教科用図書の採択に続き、今年度が中学校教科用図書の採択となっている。 別冊1の通り、教科書の採択に当たっては、過大な宣伝行為や外部からの不当な影響等により問題が生じないよう、適正・公正確保の徹底を期するため、秘密扱いの事項が多くある。協議内容のほか、自身が委員であることなどについても守秘義務があるので、内容の理解と協力を願う。 また、今年度は、調査研究、選定、採択に関わる委員に、別冊1の最後にある「教科書採択における公正確保に関する調査」に協力してもらい、各市町村教育委員会にて保管したいと考えている。
会長	今の説明に、質問や意見はないか。
委員	教科書会社の研修会に出席したが、公正確保に関して問題があるのか知りたい。
事務局	研修内容等について詳細を教えもらい、会長・副会長・事務局で判断して知らせる。 (※秋田県教育庁義務教育課に同研修会内容を問い合わせ、問題ないという回答を得て、質問者にその旨を伝えた。)
会長	(2) 規約について 続いて「規約(案)」についてを議題とする。事務局より説明願う。
事務局	別冊2の本規約は、昨年度改正している。主な条項を確認する。 第1条では、本協議会の目的が、法に基づき、この地区内の学校で使用する教科書の採択について協議することとしている。 組織については、第4条に人数、第5条に委員について、第6条と7条に先程承認いただいた会長、副会長について規定している。 会議の招集と運営については、第9条、第10条に、教科用図書の選定方法については、第11条に規定している。 選定委員会については、第13条から、教科調査員については第16条に規定している。 採択地区事務局長会議において、県教委より、第11条にある選定方法や第17条にある欠格事項を規約に明示するよう指示があった。本規約はいずれも網羅されていると考える。
会長	意見はないか。
全委員	質疑・応答なし。
会長	本規約を承認してよいか。
全委員	承認する。
会長	規約案の案をとり、本規約に則って採択に当たることとする。
会長	(3) 今後の採択業務の日程について 今後の採択業務の日程についてを議題とする。事務局より説明願う。
事務局	レジュメ冊子の5ページのような日程で進める。4月24日には採択地

	区事務局長連絡協議会を、5月15日には当採択地区協議会事務担当者会を行った。本日の第1回採択地区協議会を経て、5月末より教科調査員を委嘱し調査研究が進められる。教科調査員の委嘱等については、この後の議題で説明する。 7月16日の選定委員会に向けて、皆様に中段右にある資料等を届ける。見本教科書、趣意書、指導要領解説は5月末に市町村教育委員会が準備の上届ける。県の選定資料と教科調査員報告書は、7月上旬に事務局から市町村教育委員会を経由して届ける。 7月16日の選定委員会においては、円滑な選定のために、この後分担について提案する教科について、各資料をもとに、選定報告書案を作成の上、参加するよう願う。 7月25日には、第2回採択地区協議会を行い、種目ごとに発行者を採択する。その後、各市町村教育委員会による判断を経て、当地区採択結果を8月上旬までに県教育委員会へ報告する。
会長	説明について質問、意見はないか。
全委員	質疑・応答なし。
会長	異議なしと認め、日程について事務局案どおりとする。
会長	(4) 選定委員について
会長	選定委員の選出について、意見はないか。
全委員	事務局一任。
会長	では、事務局案について説明願う。
事務局	選定委員による調査研究の分担にあたり、次の3点に留意した。 ・1点目は、所有する教員免許の教科を優先に担当すること。教員免許を持っていない場合は、できるだけ意向に沿うようにすること。教科の偏りもあり、やむを得ず免許外教科を担当してもらう委員もいる。 ・2点目、選定委員の人数に合わせ、国語と書写、地理と地図、歴史と公民、音楽と美術、技術家庭科と保健を併せて担当することとした。 ・3点目は、同一市町村の選定委員ができるだけ同じ種目を担当しないよう配慮したこと。 事務局としては、このような分担でお願いしたい。
会長	事務局の説明に質問や意見はないか。
全委員	異議なし。
会長	では選定委員について、事務局案どおりとする。
会長	(5) 選定委員による調査研究について
会長	選定委員による調査研究について、事務局より説明願う。
事務局	7ページは、教科用図書採択要領及び採択基準（案）である。現行の学習指導要領の趣旨及び「問いを発する子どもの育成」等本県の教育方針に基づいているか、本採択地区の児童生徒の実態に照らし、適しているかを採択の基準としたいと考えている。 8ページは選定委員報告書の様式である。情報公開を視野に、選定委員名を削除した。
会長	事務局の説明について質問、意見はないか。
全委員	質疑・応答なし。
会長	では、委員にはこの採択基準に沿っての選定をお願いする。
会長	(6) 教科調査員の選定について
会長	教科調査員の選定について意見はないか。
全委員	事務局一任。

会長	では、事務局案の説明を願う。
事務局	別冊資料3をにある事務局案について説明する。5月15日に開催された事務担当者会において、1ページのように学校規模や教職員の配置を考慮した上で、24名の教科調査員の教科分担を決めている。 その後、各市町村教育委員会が教科調査員を選定し、各中学校長に依頼し、内諾を得ている。 教科調査員については、現職の教員であることから、事務局としては情報公開において氏名を公表しない方向で考えているので、調査委員名簿については、本会議で承認を求めず、各市町村教育委員会に一任したいと考えている。
会長	ただ今事務局より、教科調査員選定の経緯と、教科調査員の選定を各市町村教育委員会に一任したい旨の説明がありましたが、質問や意見はないか。
全委員	質疑・応答なし。
会長	その他、質問やご意見はないか。
全委員	質疑・応答なし。
会長	では、教科調査員は市町村教育委員会で決めた通りとする。
会長	(7) 教科調査員の委嘱及び教科調査員調査結果資料等について 教科調査員の委嘱及び教科調査員調査結果資料等について、事務局より説明願う。
事務局	資料2ページは、調査研究に関わる各市町村教育委員会あての依頼事項である。3ページ及び4ページは委嘱に関する依頼文書、5ページと6ページは教科調査員あての作成要領、7ページから9ページが教科調査員報告書等の様式となる。 教科調査員の見本教科書、担当教科の趣意書、報告書様式は事務局から各市町村教育委員会に届け、各校校長等を通じて送付予定である。 6月24日までに事務局に提出された教科調査員報告書は、採択日程で説明したように、県の選定資料とともに、各市町村教育委員会を通じて7月上旬に届ける。
会長	事務局の説明について質問、意見はないか。
全委員	質疑・応答なし。
会長	では別冊3の資料の通り、調査研究を進めることとする。
会長	(8) その他 その他、事務局からないか。
事務局	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第11条第4項、及び本協議会規約第7条に従い、会長より、会長の職務を代理する副会長を指名していただきたい。
会長	潟上市教育委員会教育長、吉原慎一副会長にお願いしたい。
副会長	了承。
会長	本日予定されていたすべての案件について承認いただいた。進行を事務局に移す。
事務局	6 閉会 採択となる8月上旬までご難儀をおかけするが、本採択地区の子どもたちの充実した学びのために、今後ともご協力をお願いする。採択業務を進める中で、質問や意見があったら、事務局まで連絡願う。 以上をもって、令和6年度第1回男鹿・潟上・南秋田地区教科用図書採択地区協議会を終了する。